

四日市市告示第 57号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項の規定により、四日市市楠町本郷川北第二土地区画整理組合の解散を平成 27 年 2 月 25 日付で認可したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成 27 年 2 月 25 日

四日市市長 田 中 俊 行